

高知県行政書士会会長 様

高知市農業委員会
会長 大野 哲



非農地証明書の申請手続きの変更のお願い（通知）

本市の農地行政の推進につきましては、日頃より格別のご協力をいただいておりますこと厚くお礼を申し上げます。

さて、非農地証明願の取り扱いにつきましては、高知市農業委員会ではこれまで、あらかじめ申請者の方から申請する土地を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員に現地調査を依頼していただき、委員の確認後に証明願を農業委員会事務局に提出していただくことにより、事務の迅速化を図ってまいりました。

しかし昨今、農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査を行う際に、必要な添付書類がすべて整っていない場合や、現地調査後に書類の差し替え等が必要となる場合などが見られ、現地調査の業務に支障をきたしたうえ、かえって申請者の方のご負担や混乱を招くようなケースが発生しております。

こうした状況を改善し、事務の正確性を高めるため、現在、事務処理要領の見直しを行っておりますが、当面の期間、下記のような手順で申請手続きを行っていただくようにいたしますので、貴会の会員の皆様へのご周知につきまして、ご協力をいただけますようお願いいたします。

記

1. 取り扱いの主な変更点

ア. 申請者より農業委員及び農地利用最適化推進委員に現地調査を依頼する前段階として、事務局に書類一式をご持参いただき、申請内容等を確認させていただくこととします。

これにより、事務の正確性を高めると同時に、事務局で農業委員等に連絡して現地調査依頼を行うことで、農業委員等への連絡がとりづらいついた事態を防ぎます。

（農業委員等も現地調査を行う際に申請書類等を確認し、場合によっては経緯等をお聞きするため、申請書類については、これまでと同様に申請者から農業委員等に手渡ししていただくこととします。）

イ. 申請者もしくは代理人が、農業委員及び農地利用最適化推進委員の現地調査に同行されない場合は、現地写真等を資料として添付していただくこととします。

これにより、現地調査の際の場所の特定を容易にし、事務の正確性を高めることとなります。

なお、場所の特定が目的であるため、それに代わる書類が添付される場合や現地調査の際に申請者等が同行していただける場合には、添付の必要はありません。

※手続きの流れ等について、別紙の新旧対照表にまとめておりますので、ご確認ください。

〒780-8571
高知市鷹匠町2丁目1-43
高知市農業委員会事務局
TEL 088-823-9484
FAX 088-823-9031

○非農地証明願の提出にかかる手続きの流れについて (新旧対照表)

旧	新
<p>① 申請者より、農業委員及び農地利用最適化推進委員に現地調査を依頼 (申請書・添付書類一式を持参)</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>② 農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査し、申請書に確認印を押印</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>③ 申請者より事務局に申請書・添付書類一式を提出</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>④ 事務局等で審査後、証明書を交付</p>	<p>① <u>申請者が事務局に申請書・添付書類一式を持参。事務局で内容を確認の上、事務局は農業委員及び農地利用最適化推進委員に連絡し、現地調査を依頼</u></p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>② 申請者より、農業委員及び農地利用最適化推進委員に申請書類を提示 <u>(申請書・添付書類一式を持参。現地調査に同行されない場合は、現地の状況がわかる写真等を添付してください。)</u></p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>③ 農業委員及び農地利用最適化推進委員が現地調査し、申請書に確認印を押印</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>④ 申請者より事務局に申請書・添付書類一式を提出</p> <p style="text-align: center;">↓ ↓</p> <p>⑤ 事務局等で審査後、証明書を交付</p>